規則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―三四―九

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（平成二十八年改正給与法附則第三条の規定が適用される間の読替え）

2　平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、別表の二の表給与法の項中「第十一条の二第一項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第三条の規定により読み替えられた第十一条の二第一項」とする。

附則第三項から第六項までを削る。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―八―八二

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定しようとする場合にあつては、あらかじめ人事院の承認を得て決定するものとする。

第十二条第一項第二号中「決定する号俸」の下に「（職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）」を加える。

別表第一の専門スタッフ職俸給表級別標準職務表中

3　級	行政の特定の分野における特に高度の専門的な知識経験に基づく特に困難な調査、研究、情報の分析等を行うことにより、特に重要な政策の企画及び立案等を支援する業務を行う職務

を

3　級	行政の特定の分野における特に高度の専門的な知識経験に基づく特に困難な調査、研究、情報の分析等を行うことにより、特に重要な政策の企画及び立案等を支援する業務を行う職務
4　級	行政の特定の分野における極めて高度の専門的な知識経験に基づく極めて困難な調査、研究、情報の分析等を行うことにより、極めて重要な政策の企画及び立案等を支援する業務を行う職務

に改める。

別表第六の専門スタッフ職俸給表在級期間表中

3　級	別に定める

を

3　級	4　級	
別に定める	別に定める	

に改める。

別表第七の行政職俸給表㈠昇格時号俸対応表中

36	43		
36	44		
37	44		
37	45		
38			
38			
39			
39			
40			
40			
41			
41			
42			
42			
43			

に改める。

別表第七の行政職俸給表㈡昇格時号俸対応表中

30	29		
31	30		
32	30		
33	31		
34	31		
34	32		
35	32		
35	33		
36	34		
36	35		

に改める。

別表第七の税務職俸給表昇格時号俸対応表中

22	21		
22	22		
23	22		
23	22		
24	23		
24	23		
25	23		
25	24		
26	24		
26	24		
27	25		

に、

31	25		
31	26		
31	26		
32	27		
32	27		
32	28		
33	28		
33	29		
33	30		
34	30		
34	31		
34	31		
35	32		

を

34	34		
34	35		
35	35		
35	36		
36	36		
36	37		
37			

を

30	35		
31	35		
31			
31			
32			
32			
33			
33			
34			
34			
34			
35			

に改める。

別表第七の公安職俸給表㈡昇格時号俸対応表中

42	41		
43	42		
44	42		
45	43		
45	43		
46	44		
46	44		
47	45		
47	45		
48	46		
48	46		
49	47		

を

41	25		
42	26		
42	26		
43	27		
43	27		
44	28		
44	28		
45	29		
45	30		
46	31		
46			
47			

に改める。

別表第七の海事職俸給表㈡昇格時号俸対応表中

26	25		
27	26		
28	26		
29	27		
29	27		
30	28		
30	28		
31	29		
31	30		
32	31		

を

35	34		
35	34		
36	35		
36	35		
37	36		
37	36		
38	37		
38	37		
39	38		
39	38		
40	39		
40	39		
41	40		
41	40		
42	41		
42	41		
43	42		

に改める。